

一般社団法人日本医療法務学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当会は、一般社団法人日本医療法務学会（以下「当会」という。）と称し、英文ではJapan medical-legal affairs societyと表記する。

(事務所)

第2条 当会は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

2 当会は、理事会の決議によって従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当会は、医療法に基づく医療提供施設（以下、「医療機関」という。）に対する経営及び運営支援を業として行う者及び医療提供主体たる者の医療法務分野での相互研鑽の場を持つことで、医療機関の経営及び運営の安定化並びに日本の医療の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当会は、前条の目的を達成するため以下の事業を行う。

- (1) 医療機関の経営及び運営に関する法律実務（以下、「医療法務」という。）に関する学術研究会活動
学術研究会は、学術総会（年1回）及び各分科会とする
- (2) 学会誌の発行その他広報、啓蒙活動
- (3) 国又は地方公共団体への政策提言
- (4) 医療提供主体及び支援する専門職者等に対する教育活動
- (5) その他当会の目的のために必要な活動

2 前項の事業は、日本国内において行う。

第2章 会員

(会員の構成)

第5条 当会の会員は次の2種とする。

- (1) 正会員

下記要件を満たす者で当会の目的及び設立趣旨に賛同し、当会の活動に積極的に参画する意思のある個人

- ① 医療法務を専門とする行政書士、弁護士又は研究職にある者
- ② 医療機関の役職員又はその職にあった者
- ③ 医務を担当する国、地方公共団体等の職員又は地方議会議員等
- ④ 前各号の職にあった者又はその職を目指す者

正会員は、学術総会及び各分科会に会長、座長、演者、発表者、講師、聴講者いずれの立場でも参加することができ、また当会の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(2) 賛助会員

当会の趣旨に賛同した個人又は団体

賛助会員は、学術総会及び各分科会の傍聴、会場内展示ができるほか、懇親会等に参加することができる。

(入会)

第6条 当会に正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が定める入会申込書を事務局に提出しなければならない。理事会はその入会につき申込みがあった月の翌月末日までに審査し、その結果について事務局を通じ速やかに本人に通知しなければならない。理事会が入会を認めた者は、申込みがあった月の翌月の初日から会員の資格を有する。

(会費)

第7条 当会の会費は下記のとおりとし、その額は社員総会で決定する。ただし、総会参加費については理事会で決定することができる。

(1) 正会員 入会金
 年会費
 総会参加費

(2) 賛助会員 年会費
 総会参加費

2 年度途中に入会した会員については、理事会が別途定める。

(会員資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を事務局に提出したとき
- (2) 死亡、又は会員である団体が解散したとき
- (3) 年会費を連続2年以上滞納したとき
- (4) 下記事由により理事会が除名処分を決定したとき

- ① この定款に違反したとき
- ② 当会の趣旨に反する行動をとったと認められるとき
- ③ 当会の名誉を毀損したとき
- ④ その他著しい非行があるとき

ただし本処分についてはその後の社員総会にて報告し、その承認を受けなければならず、社員総会が承認しない場合は処分の日にかかのぼってその効力を失う。

第3章 社員総会

(構成)

第9条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(決議事項)

第10条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事会による会員の除名処分の承認
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第11条 当会の社員総会は定時社員総会及び臨時社員総会とし、以下のとおり開催する。

- (1) 定時社員総会
每事業年度終了後3ヶ月以内に開催することを原則とする。なお、毎会計年度末日の社員名簿に記載又は記録された正会員をもって、第39条に定めるその会計年度に関する定時社員総会において権利を行使することができる社員とする。
- (2) 臨時社員総会
必要に応じて会長が招集する。なお、招集通知を発送する日において社員名簿に記載又は記録された正会員をもって、臨時社員総会において権利を行使することができる社員とする。

(招集)

第12条 社員総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求された場合には、請求があった日から20日以内に社員総会を招集しなければならない。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第14条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第15条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 理事会による会員の除名処分の承認
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散及び残余財産の処分
 - (5) その他法令又はこの定款で定める事項

(代理・書面表決等)

第16条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当会に提出しなければならない。

(決議・報告の省略)

第17条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

- 2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があ

ったものとみなす。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及び結果、その他一般法人法施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長がこれに記名押印又は電子署名し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(社員総会規則)

第19条 社員総会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員

(役員)

第20条 当会に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上8名以内
 - (2) 監事 1名
 - (3) 各分科会長
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、本会の業務を総轄する。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選任し、代表理事をもって会長とする。
- 3 監事は、当会の理事又は第46条第2項に定める事務局長及び職員を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずる者として当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 各分科会長は、正会員の中から理事会で選任する。なお、理事との兼務を妨げない。

(理事及び分科会長の職務及び権限)

第22条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより当会を代表し、その業務を執行する。
- 3 各分科会長は、所管する分科会の研究活動を主催するとともに、学術総会においてその成果を発表する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び事務局に対して事業の報告を求め、当会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により就任した理事及び監事の任期は、前任者又は他の在任役員任期の残任期間と同一とする。
- 3 第20条第1項で定める理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 各分科会長の任期は、理事会で選任された日から最初に到来する第1項に定める理事及び監事の任期終了期日までとする。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第5条 理事会

(構成)

第27条 当会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事及び監事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに議案の決定
- (5) 学術総会の開催の日時及び場所並びにテーマの決定
- (6) 分科会の設置及び分科会長の選任
- (7) 各種規則の制定、変更及び廃止
- (8) 入会申込みに対する審査

(開催)

第29条 通常理事会は、年2回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から、必要があると認めて、会長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。
- (6) 入会申込みに対しての審査のみを目的とした臨時理事会は毎月1回会長が招集し、オンライン又は書面による開催とする。ただし、申込者がいない月はこの限りでない。

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号又は第5号により理事又は監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第2項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を

開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及び結果、その他一般法人法施行規則第15条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、会長及び監事がこれに記名押印又は電子署名し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第34条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6条 基金

(基金の拠出等)

第35条 当会は、基金を引受ける者の募集をすることができる。

(基金の返還義務)

第36条 当会は、基金の拠出者に対して、当会と基金の拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務を負う。

(基金返還の手続)

第37条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。

(利息の禁止)

第38条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 当会の事業年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

(事業報告及び決算)

第40条 当会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、事務局が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書
 - (5) 収支計算書
- 2 前項の承認を受けた書類は、定時社員総会に報告して承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供する。
- (1) 定款
 - (2) 社員名簿
 - (3) 監査報告書
 - (4) 役員名簿
 - (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要

(剰余金の不分配)

第41条 当会は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会における総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(合併等)

第43条 当会は、社員総会における総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第44条 当会は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会における総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第45条 当会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

(事務局)

第46条 当会は、事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、理事会が指名した事務局長及び必要に応じて所要の職員を置く。
- 3 事務局業務の委託先は理事会において決定する。
- 4 事務局には、その職務を執行するために必要な委託費を支払うものとし、委託費の金額は理事会において決定する。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 当会の公告は、当会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第48条 当会の設立初年度の事業年度は、当会の成立の日から令和5年4月30日までとする。

(設立時の役員等)

第49条 当会の設立時理事及び会長並びに監事は次に掲げる者とし、その任期は第24条第1項の規定にかかわらず、設立初年度の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

設立時理事	岸部宏一	河合吾郎	藤沼隆志	濱崎真悟	齋藤由里子
設立時代表理事	岸部宏一				
設立時監事	山田隆史				

(設立時の社員)

第50条 設立時社員の住所及び氏名は、次のとおりである。

住 所 横浜市中央区山下町87番地1
クリオレミントンハウス山下公園903号室
設立時社員 岸部 宏一

住 所 浜松市北区初生町702番地の15
設立時社員 河合 吾郎

住 所 東京都日野市程久保3丁目5番地の14
設立時社員 藤沼 隆志

住 所 奈良県生駒市鹿ノ台北1丁目7番地7
設立時社員 濱崎 真悟

住 所 横浜市都筑区茅ヶ崎南三丁目21番26号
設立時社員 齋藤 由里子

住 所 横浜市緑区鴨居五丁目18番2号
設立時社員 鎌田 玲子

(法令の準拠)

第51条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本医療法務学会設立のため、この定款を作成し、各設立時社員が以下に記名押印する。

令和 年 月 日

設立時社員 岸部 宏一 ⑩

設立時社員 河合 吾郎 ⑩

設立時社員 藤沼 隆志 ⑩

設立時社員 濱崎 真悟 ⑩

設立時社員 齋藤 由里子 ⑩

設立時社員 鎌田 玲子 ⑩